**（案）**

**大阪府景観形成基本方針のあり方について**

**【　答 申　】**

**平成27年 3月**

**大 阪 府 景 観 審 議 会**

○ 答申にあたって

景観とは、それぞれの地域の地理的・地形的条件や歴史的背景に立脚しつつ、そこに暮らす人々の愛着や愛情によって育まれるものである。

大阪の景観は、市街化が進んだ都心部をイメージしがちであるが、歴史的景観や豊かな自然を有する地域など、地域毎に様々な特性があることから、景観形成のためにはその地域に応じた配慮がなされなければならない。

このことから、府は一方的に制度をつくるのではなく、まずは市町村や府民･事業者から意見を聞きながら、共に大阪の歴史や風土を学ぶことで地域ごとの景観の現状と、大切にすべき景観や将来目指す方向を共有することが肝要である。そのうえで府民や事業者が必要とする支援を行い、これにより府民や事業者の自主的な活動を引き出し、多様な主体が一体となって継続的に取組んでいくべきである。

大阪府では、景観法の制定に先立ち平成10年に景観条例を制定するなど、早くから景観形成の重要性を認識し取組んできた。

その後、平成16年の景観法制定を受け、同法を活用する仕組へと条例を改正したが、この際「市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。」とする法の指針に加え、府における地方分権推進の観点から、条例から市町村の責務を廃し、市町村の主体性による景観施策への転換がなされたほか、従来行政が主導的役割を担ってきたまちづくりを、民間主導とする考え方の潮流が強まるなど、景観施策や行政そのものの考え方が大きく変わってきたといえる。

今、大阪の将来を描くとき“観光”というキーワードは大きな意味を持つ。世界からの観光集客は景観を思考するうえでも重要なテーマでもある。大阪府ではこの答申のもとに、世界に誇れる美しい景観と都市空間の創造の実現を目指し、具体的な施策を着実に一歩ずつかつダイナミックに展開することを期待する。

大阪都構想が進められているなかで、景観については、地域性に基づいて政策を進めることが基本であるという考えに立って答申内容を検討した

**答 申**

（案）

**大阪府における景観形成促進のための基本方針のあり方については、以下のとおりである。**

**１ 景観に関する 理念･認識を共有すること**

**良好な景観は、美しく風格があり、潤いのある豊かな生活環境を有し、個性的で活力のある大阪の地域社会の実現に不可欠なものであり、これをはぐくみ、育てていく担い手としての大阪府･市町村･府民･事業者が、その目指すべき景観とは何なのか明らかにし、その認識を共有することが必要である。**

**府はこれに先導的に取り組む必要がある。**

**２ 市町村との連携を促進すること**

**良好な景観の形成は、土地の活用･利用や居住環境の向上など住民の生活や事業者の活動などに密接に関係する課題であり、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、景観行政は基本的に市町村が担うことが望ましい。**

**府は、市町村が広い視野のもとに景観行政を進められるようコーディネーター役を務め、景観形成のプラットフォームを提供するなど支援することが必要である。また、広域的な景観形成や重点的な景観形成施策を担うなど府ならではの役割に取り組むことが必要である。**

**３ 府民・事業者との連携を促進すること**

**景観形成の推進には、そこで生活を営む人々や活動を展開する事業者が、地域の景観の特徴と成り立ちを理解し、愛着を持ち、景観に対して自ら意識し配慮できるような機運を醸成していくことが重要である。**

**府は、こうした機運を醸成するために、府民や事業者間の意欲を引き出し、互いに連携･協力して取り組むことができるようコーディネーター役を務め、プラットフォーム機能の提供を推進するとともに、府民や事業者が取り組みやすくなるような支援を行うことが必要である。**

**４ 公共事業での取組を促進すること**

**道路･河川･港湾･公園･公共建築物等は景観のインフラストラクチャーであるという認識に立ち、国や市町村とも連携し、道路･河川･港湾･公園･公共建築物等の管理者の意識を向上させ、府が自ら行う景観形成を促進することが必要である。**

**５ 法律の制度を活用して景観資源をまもり･活かすこと**

**府は、市町村･府民･事業者とともに研究し、景観法や歴史まちづくり法などが用意する景観をまもり･活かすための制度（重要建造物、重要樹木、文化的景観の指定など）の活用を促進することが必要である。**

**６ 取組の成果をとりまとめ検証できるようにすること**

**府は、各市町村や市民団体等が行なっている景観形成の取り組みに関する情報を収集し、これを編集し、バーチャルな広場(ホームページなど)の活用などを通じて公開する必要がある。これによって、各市町村は自らの取組みの進捗や課題を相対化でき、府民や事業者も景観形成の取り組みを知ることができ、関心と理解、そして意欲の増進に貢献するものと考える。**

**※ 今後、景観形成施策を進めるにあたって必要な視点**

**近年、社会環境や社会潮流が大きく変化しており、他方で、景観施策と観光振興策や文化振興策･経済発展策等との関連性が強く認識されるなど、景観行政に求められる役割も変化･多様化してきている。これらを勘案し、更に以下のような視点への考慮も必要である。**

**① 現在の基本方針に示す景観形成の目標は「美しい世界都市大阪…」とされているが、地域性を反映した、地域に暮らす人々の目線での目標設定が必要であること**

**② 定住人口増加目標にも寄与する景観形成策を探求すること**

**③ 経験･知識･行動力のあるアクティブシニアを景観施策に活かすこと**

**④ 観光振興に寄与する景観形成の取組を進めること**

**⑤ 屋外広告物を景観形成に活かす工夫を講じること**

**⑥ 夜間の景観形成に関すること**

**⑦ 府が行う景観施策について、短期計画、中長期計画、重点計画などを示したロードマップを作成すること**